

I 序章

1 報告書について

「地域自治制度」に基づく地域自治会議の設置期間や「合併まちづくり計画」の期間が平成２８年度に終期を迎えたことなどから，合併後１０年の節目として，本報告書を取りまとめる。

(1) 目的

「合併協定書」に基づき進めてきた「地域自治制度」や「合併市町村基本計画（以下「合併まちづくり計画」という。）」におけるこれまでの取組状況や成果などを全般的に振り返る。

(2) 対象期間

合併時（平成１８年度）から平成２８年度まで

II 合併について

1 合併の概要

(1) 合併方式

編入合併

(2) 合併期日

平成１９年３月３１日

(3) 新市の名称

宇都宮市

(4) 事務所の位置

宇都宮市役所

(5) 人口

５０２，３９６人（平成１７年）

(6) 面積

４１６．８４㎢（平成１８年）

(7) 合併を必要とした理由

ア 日常生活圏と一体的な行政経営

行政区域の違いによるサービスの格差の問題などに対し，住民の生活圏に合わせた区域を一つの行政体で運営する必要があった。

イ 地方分権の進展と住民自治の拡充

地方分権の推進に伴い市が施策・サービスの内容を決定し実施するとともに，住民が積極的に地域の自治を担うことにより自立した地域社会を形成する必要があった。

ウ 少子・高齢化と人口減少への対応

人口減少と，高齢化に伴う厳しい財政状況に十分配慮するとともに，合併により財政基盤の強化・確立を図る必要があった。

エ 地域経済・産業の振興

既存事業者の経営基盤の強化や新規事業の創出を促進するとともに，地域経済・産業を発展させていく必要があった。

2 合併の経緯

平成１８年	７月２４日	市・町議会において，合併協議会設置議案を可決
	７月２５日	「宇都宮地域合併協議会」を設置
	１０月２０日	合併協定調印式
	１０月３０日	市・町議会において，合併関連議案を可決
	１２月１８日	県議会において，廃置分合議案を可決
平成１９年	１月１９日	総務大臣による市町の廃置分合告示
	３月３０日	宇都宮地域合併協議会廃止
	３月３１日	合併

III 取組状況及び成果

1 合併協定書における協定項目について

協定項目には，合併の方式，新市の名称等の「基本項目」，地方税の取扱い，一般職の身分の取扱い等の「市町村の合併の特例に関する法律」による「合併に基づく協議事項」，財産の取扱い，各種事務事業の取扱い等の「その他の協議事項」及び「合併まちづくり計画」がある。

本合併においては，「基本項目」として４項目，「合併に基づく協議事項」として４項目，「その他の協議事項」として１３項目，「合併まちづくり計画」として１項目の全２２項目を協定内容とし，それらの基礎となる２，０６２の事務事業に関する調整の方向性及び時期について協議を行った。

合併からこれまでの取組状況としては，合併時に２，０１９事業の調整を行い，残り４３事業についても平成２５年度までに調整が終了し，事務事業を円滑に執行している。

【主な取組】

ア 行政サービスの向上

- ・ 乳児健康診査の個人診査への移行
- ・ 成人健康診査への予約システムの導入
- ・ ２４時間３６５日対応可能な道路保全業務の導入

イ 地域主体のまちづくりの促進

- ・ 地域まちづくり組織の設立
- ・ 地域主体による祭り等のイベントの実施

2 地域自治制度について

(1) 地域自治制度の概要

「身近な場所での総合的なサービスの提供」と「魅力ある地域づくりを通じた豊かさの創出」を目指すものとして，「地域自治センター」及び「地域自治会議」を設置し，目的を同じくする旧市域の地区行政を先導する制度として上河内・河内地域に導入した。

(2) これまでの取組状況

ア 上河内・河内地域

- ・ 市町合併したことにより，保健福祉分野等の業務を中核市として一体的に実施するなど，事務処理の迅速化，円滑化が図られ，市民のニーズに即した，きめ細かな行政サービスを提供することができるようになり，住民サービスの水準が向上した。
- ・ 上河内・河内地域の地域行政機関においてのみ取り扱っていた業務（２１２業務）のうち，「行政の効率性の確保」の観点から８９業務を業務本課に集約し，併せて，簡素で各分野が横断的に対応できる組織体制を構築してきた。
- ・ 地域自治会議が，合併まちづくり計画主要事業の執行状況に関する答申を行うことにより，住民の意思が反映された施策・事業が円滑に進捗し，地域環境が整ってきた。
- ・ 地域まちづくり組織として「まちづくり協議会」が設立され，地域自治会議における地域まちづくりに関する施策の提案も参考にしながら，まちづくり協議会において地域まちづくり計画（地域ビジョン）策定の取組が進められてきた。

イ 宇都宮地域

- ・ 上河内・河内地域の地域行政機関及び本庁においてのみ取り扱っていた業務を地区市民センター等へ拡充（１２３業務）したことにより，全ての地域行政機関における申請書等の取扱い件数は，合併時と比較して約２０パーセント増加した。
【地区市民センター等に拡充した主な業務】
 - ・ 高齢者の居宅サービス計画の届出の受付
 - ・ 身体障がい者手帳の認定・交付の受付
 - ・ 障がい者の舗装具の交付の更新受付
 - ・ 特定疾患患者福祉手当の受付
 - ・ 重度心身障がい者タクシー料金助成の受付
 - ・ 農業者年金に関する現況届の受付
- ・ 上河内・河内地域の地域行政機関において幅広く取扱っていた産業土木分野を含めた市民生活に関わりが深い相談や要望の受付などは，地区市民センター等の地域まちづくりに関する機能に波及させてきた。

(3) 制度導入による成果

ア 地域拠点としての機能強化

地区市民センター等への取扱業務の拡充により，市民の窓口として，幅広い相談受付や意見聴取を行うなど，全市の地域行政機関における地域の拠点としての機能が強化され，市民意識調査においても「地域行政機関を利用しやすい」と回答する市民の割合が上昇している（平成２８年度６７．７パーセント）。

イ 地域主体のまちづくりの推進

地域自治会議が，合併まちづくり計画主要事業の執行状況の確認や地域まちづくりに関する提案などを通して，行政と地域のパイプ役としての役割を果たし，地域住民の総意形成の礎を築いたことにより，上河内・河内地域において，魅力ある地域づくりに向けた仕組みが構築され，住民主体のまちづくりが推進されている。

3 合併まちづくり計画について

- 「合併まちづくり計画」は、宇都宮、上河内及び河内地域の合併後の円滑な運営を確保するとともに、均衡ある発展を図るための基本方針として策定し、新市の速やかな一体性の確立や住民の福祉の向上と各地域の特色を生かした新市全体の発展に向けて、その目標及び施策などを定めたもの
- 「合併まちづくり計画」と「第5次宇都宮市総合計画」に基づき、新市全体の発展に向けて取組を進めてきた。

【合併まちづくり計画の構成】

●まちづくりの将来像

「躍動する市民 魅力あふれる地域 明日の活力を育む都市 うつのみや」

●施策の大綱

- ◆ 一体的で均衡がとれた誰もが住みやすい都市づくり
- ◆ 個性と特性を生かした自立性の高い地域づくり
- ◆ 人・モノ・情報が活発に交流するまちづくり

(1) これまでの取組状況

「合併まちづくり計画」に位置付けた事業については、全ての事業（46事業）において、完了又は実施中となっており、各地域の特色を生かしたまちづくりが着実に進められている。

区 分	宇都宮地域	上河内地域	河内地域	合 計
完了した施策・事業	6	8	7（※）	21
実施中の施策・事業	15	5	5	25
合 計	21	13	12	46

※ 事業を実施しないこととなった農村公園等整備事業を含む。

(2) 各地域における主な事業

【宇都宮地域】

◆一体的で均衡がとれた誰もが住みよい都市の創造

No.	事業名	備 考
1	都市計画道路整備事業	実施中
2	道路新設改良事業	実施中
3	新交通システムの導入	実施中
4	宇都宮市悠久の丘の整備	完了（H20）
5	ごみ処理施設等整備事業	実施中

◆個性と特性を生かした地域の創造

No.	事業名	備 考
6	地域コミュニティセンター整備事業	実施中
7	小中学校校舎整備事業（西原小学校ほか55校）	完了（H28）
8	小中学校体育館等整備事業（改築：星が丘中学校ほか22校，耐震補強：御幸小学校ほか29校）	完了（H28）
9	南図書館整備事業	完了（H23）

◆人・モノ・情報が活発に交流する活力の創造

No.	事業名	備 考
10	宇都宮駅東口地区整備事業	実施中
11	市街地再開発事業の推進	実施中
12	宇都宮市民プラザの整備	完了（H19）
13	雀宮駅周辺地域整備	完了（H24）

【上河内地域】

◆一体的で均衡がとれた誰もが住みよい都市の創造

No.	事業名	備 考
1	道路新設改良事業	実施中
2	上河内スマートＩＣ恒久設置事業	完了（H22）
3	上水道事業統合整備	完了（H25）
4	公共下水道整備事業	実施中
5	児童の健全育成環境の整備	完了（H25）

◆個性と特性を生かした地域の創造

No.	事業名	備 考
6	上河内中学校校舎整備事業	完了（H25）
7	上河内中学校体育館整備事業	完了（H26）
8	上河内生涯学習センター整備事業	完了（H28）

◆人・モノ・情報が活発に交流する活力の創造

No.	事業名	備 考
9	中里原土地区画整理事業	完了（H23）
10	農産物直売所整備事業	実施中
11	農道整備事業	実施中
12	林道整備事業	完了（H21）
13	地域交流館整備事業	実施中

【河内地域】

◆一体的で均衡がとれた誰もが住みよい都市の創造

No.	事業名	備 考
1	道路新設改良事業	実施中
2	公共下水道整備事業	実施中

◆個性と特性を生かした地域の創造

No.	事業名	備 考
3	河内地域自治センター整備事業	完了（H27）
4	小中学校校舎整備事業（田原小，岡本西小，岡本小，古里中，田原中）	完了（H26）
5	小中学校体育館整備事業	完了（H22）
6	小中学校プール整備事業	完了（H28）
7	河内生涯学習センター改修整備事業	完了（H27）
8	河内総合運動公園整備事業	完了（H21）

◆人・モノ・情報が活発に交流する活力の創造

No.	事業名	備 考
9	岡本駅西土地区画整理事業	実施中
10	岡本駅前周辺整備事業	実施中
11	農村公園等整備事業	（※）
12	農道整備事業	実施中

※ 地元との協議により、事業を実施しないこととなった。

IV 合併の総括

- 地域自治制度の導入に伴い設置された地域自治会議が地域住民の総意形成の礎を築くなど、住民の意思が反映された施策・事業の円滑な推進により、住民による地域の特色を生かした主体的なまちづくりが定着した。
- 合併まちづくり計画の推進に当たっては、効率的かつ安定的な行財政運営の確立等を図りながら、各種主要事業を着実に実施し、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応してきた。
- 雀宮駅周辺地域整備事業や上河内スマートＩＣ恒久設置事業、岡本駅前周辺整備事業、土地区画整理事業（中里原，岡本駅西）などにより、市内各地域において本市が目指すネットワーク型コンパクトシティにおける地域拠点としての都市機能が高まった。
- 上河内・河内地域における中核市としての業務の取扱いの開始や、宇都宮地域における地区市民センター等への取扱業務の拡充など、新たに多くの行政サービスが提供されたことにより、住民の日常生活圏に対応した利便性の維持・向上が図られた。

⇒ 住民主体のまちづくりの推進や地域拠点としての都市機能の向上などの合併の所期の目的が達成されており、本合併による効果が十分に現れてきている。

V 持続的に発展するまち・うつのみやを目指して

合併により、北関東初の人口50万都市となり、上河内・河内地域が持つ歴史・文化・人材などの地域資源を新たに加え、新市全体で本市の魅力と活力が向上するとともに、地域の特色を生かした住民主体のまちづくりの推進や、窓口サービスの拡充による市民の利便性向上、地域拠点における都市機能の向上などが図られてきたところである。

今後については、本市が将来にわたって持続的に発展することができるよう、これまでの本市の成り立ちや地域の特色を生かした魅力あるまちづくりをより一層推進していくとともに、市民、地域、企業、行政が一体となって「まちづくり」に取り組み、今を生きる市民と、将来を担う子どもたちのために、日本の中でひとときわ光り輝く「未来都市うつのみや」を築き上げていく。